

World Watching 113

ワールド・ウォッチング

シンガポールにおける 港湾手続きの電子化



森木 亮

国土交通省九州地方整備局
関門航路事務所長

(前 財団法人国際臨海開発研究センター
研究主幹)



はじめに

本稿では、行政手続きの電子化に関する先進国として一般に認識されているシンガポール（以下「シ」）における港湾関連行政手続きの電子化の状況について、2008年より貿易手続きや港湾関連行政手続きを一元化した次世代シングルウィンドウを運用している我が国の状況とも比較しつつ述べることにしたい。なお、内容は主に2008年2月に実施した「シ」港を利用する船社の現地事務所及び「シ」海事港湾庁（MPA）¹⁾に対する訪問調査に基づくものである。



港湾関連行政手続きの状況

「シ」における主な港湾関連行政手続きを日本の同様の手続きと対比したものを図1に示す。日本では入出港届と係留施設使用許可申請の提出先はともに港湾管理者である（但し、入出港届は税関、港長、入国管理局にも提出）のに対し、「シ」ではそれぞれMPA、PSA社²⁾に提出先が分かれているが、基本的には入港届や岸壁利用申請、入国許可申請など日本の手続きと概ね同様の手続きとなっている。



電子化の状況

我が国の港湾関連行政手続きに関する電子化システムについては、現在、「次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）」が構築されている。2008年10月のシステムの稼動により、従来、複数

（7システム）存在していた貿易及び港湾関連行政手続きに対応した電子申請窓口は統一化や業務集約化が図られている。港湾関連行政手続きの主要部分は「港湾EDIシステム」というサブシステムが担っている。

一方、「シ」の電子化システムは、所管毎にMARINET、CREW、PORTNETといった個別のシステムで構成されている。

MARINETは、MPAの所管する船舶入出港届け等の業務をカバーするウェブベースのオンライン申請システムであり、船舶代理店は自社の事務所から直接電子申請によりMPAに対して多くの港湾関連行政手続きを行うことが出来る。

CREWは、ICA³⁾の所管する船員の上陸や交代等の業務をカバーするウェブベースのオンライン申請システムであり、船舶代理店の「船員名簿」、「乗客名簿」等の提出業務を電子申請により行うことが出来る。手続きに係るシステム利用料金は無料であるが、情報照会等においては課金されるようである。

PORTNETは、PSA社の所管する岸壁利用申請等の業務をカバーするウェブベースのオンライン申請システムであり、岸壁利用申請を扱う他、危険物貨物リストに関してはMARINETとの情報共有機能を有している。

MARINET、CREW、PORTNETは、それぞれ独立しており、システム毎に利用IDを取得し、別々の手続きサイトにアクセスして手入力を行う必要がある。国家レベルのシングルウィンドウは無く、各手続きサイト間の情報の相互融通もほとんど無い（例外はMARINETとPORTNETの危険物貨物リスト共有）。

また、これらのシステムの利用による申請手続き等は無料であるが、情報照会を行う際に、データ量に応じて課金される仕組みとなっている（我が国の次世代シングルウィンドウに関しては港湾関連行政手続きの利用は無料）。



図1 シンガポールと日本の基本的な港湾関連行政手続きの流れ

※図中の●は電子化対応済みを表す



システム利用率をあげるための工夫

我が国の港湾EDIシステムの利用率は約40%であり、必ずしも高くない。一方、MPAの基本的な申請事項におけるMARINETの利用率は約90%に及んでいる。高い利用率を支えていると思われる工夫としては、MARINETの無料公開端末 (Self-Service Kiosk) がMPAオフィスビル1階外に3台、その他「シ」港内に2台設置されており、ユーザーが自由に利用できるようなっていること (写真1)、担当者がメールアドレス (携帯可) を事前登録するとMARINETへの各種申請の受理状況がリアルタイムに通知されるサービスがあること (写真2) 等が挙げられる。また、紙による申請の場合は船員名簿等の現物をMPAに提出する必要があるが、MARINETを利用する場合は自ら3か月保管すればよい等、インセンティブも導入されている。こうしたサービスやインセンティブは我が国では実施されていない。



写真1 Self-Service Kiosk

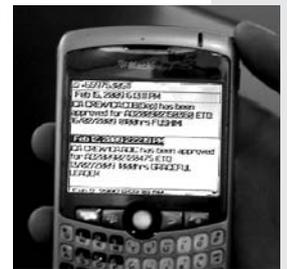


写真2 携帯による申請受理状況のリアルタイム通知サービス

関連行政手続きは電子申請窓口の一元化、業務集約化、無料で提供されている点ではシンガポールに比較して優位だと考えられる。一方、「シ」のシステムはきめ細かなサービスやインセンティブに関して我が国を上回っている部分があり、それが高い利用率につながっていると考えられる。我が国の港湾EDIシステムの利用率をさらに向上させるためには、「シ」のシステムの研究を続けていく必要があると考える。



おわりに

「シ」における貿易手続きのシングルウィンドウ化については、以前よりその進んだ取組みが紹介されてきたが、港湾関連行政手続きの電子化に関しては、その全体像が正確に紹介されてきたとは言いがたい。本稿で紹介した実態を踏まえ、ユーザーの利便という観点から見ると、我が国の港湾

謝辞

本稿は小職が(財)国際臨海開発研究センター在職時に行った研究に基づいて作成した。研究成果の利用を許可していただいた同財団に感謝する。

- 注1) 我が国の港湾行政における海上保安庁、国土交通省港湾局および港湾管理者に相当する官庁
- 注2) シンガポール港の港湾整備・運営を行う民間会社
- 注3) 我が国の法務省入国管理局に相当する官庁